



2021年5月31日

各 位

会 社 名 シキボウ株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 清原 幹夫  
(コード番号 3109 東証第一部)  
問合せ先 取締役 上席執行役員  
コーポレート部門長 竹田 広明  
(TEL 06-6268-5421)

### 役員向け株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年度より導入しております当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）および委任契約をしている執行役員（以下、「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の継続に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を2021年6月29日開催予定の当社第208期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 本制度の継続について

本制度の目的は取締役等の報酬と株主価値との連動性を高めることで、取締役等に対し当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブを働かせることであり、本制度の継続は相当であると考えております。

#### 2. 本制度の概要

継続後の本制度は、以下のとおりです。

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。また、その上限金額は下記（6）のとおりとします。）が当該金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、各取締役等の役位に応じて当社株式を給付する株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

##### (2) 対象者

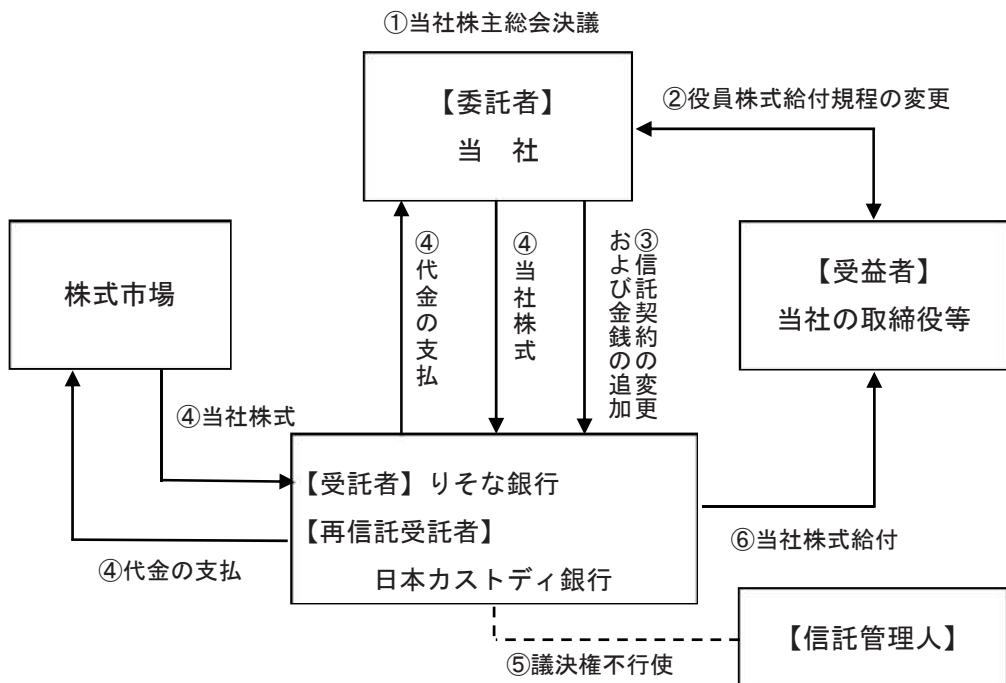
当社の取締役等とします。

### (3) 対象期間

2022年3月末日で終了する事業年度から 2026年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）および本対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間（以下、「対象期間」といいます。）とします。

### (4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 当社は本総会において本制度の継続の承認決議を得ます。
- ② 当社は本総会において承認を受けた範囲内で、役員株式給付規程を変更します。
- ③ 当社は、既存の信託契約を変更し、本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である取締役等の役位に応じて、取締役等にポイントが付与されます。退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

## (5) 信託期間

2016年8月8日から2026年7月末日までとします。

当社は、延長後の本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することができ、以後も同様とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点では受益者要件を満たす可能性のある取締役等が存在している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式の給付が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることができます。

## (6) 当社が拠出する金員の上限および株数の上限

当社は、本総会において承認を得ることを条件として、本対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、1億円を上限として追加拠出を行うこととします。また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに1億円を上限として追加拠出を行うこととします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、各対象期間の開始直前日において、本信託の信託財産として残存する当社株式（直前までの各対象期間において当社取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社の取締役等に対する給付が完了であるものを除きます。）および金銭（以下、あわせて「対象期間開始直前日残存株式等」といいます。）があるときは、当該対象期間開始直前日残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

なお、対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限は12万株（ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行った数）とします。

## (7) 信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は、上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

## (8) 本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法

取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。

## (9) 本制度対象者への当社株式給付時期

原則として、当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時までに付与されたポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は本信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点でお任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、役員報酬に係る役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する、または公益法人に寄付することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 名称         | : 役員向け株式給付信託   |
| ② 委託者        | : 当社   |
| ③ 受託者        | : 株式会社りそな銀行<br>(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)                        |
| ④ 受益者        | : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者   |
| ⑤ 信託管理人      | : 当社と利害関係を有しない第三者  |
| ⑥ 本信託契約の締結日  | : 2016年8月8日  |
| ⑦ 当初金銭を信託した日 | : 2016年8月8日  |
| ⑧ 信託の期間      | : 2016年8月8日から2026年7月末日<br>(信託期間終了後も本制度が継続する限り、本信託は延長するものとします。) |
| ⑨ 信託の種類      | : 金銭信託以外の金銭の信託（指定運用）   |

以上